

仕 様 書

1 案件名称

令和7年度大阪市立島之内図書館放送設備整備業務委託

2 履行場所

大阪市立島之内図書館

大阪市中央区島之内2-12-31 中央複合施設3階

(1~2階:中央会館、3階:大阪市立島之内図書館、4~5階:大阪市立中央スポーツセンター)

3 履行期限

令和8年3月31日 火曜日

4 業務概要

本業務は、島之内図書館放送設備の内、卓上アンプ(60w)、リモコンマイク(5回線)、5回線リレーボックス、4音チャイムユニット各1台の交換を行うものである。

5 仕 様

製 品 名	規 格	数 量
卓上アンプ (60w)	<ul style="list-style-type: none">●定格出力: 60W (170Ω/ハイインピーダンススピーカー出力、4~16Ω/ローインピーダンス)●電源: AC100V、50Hz/60Hz●付帯機能: 音量調節、音質調整(高音/低音)ボリュームを搭載。●スピーカー回線選択(一斉:緊急または通常、1~5)可能。●非常時音声遮断回路を搭載。●案内放送時にBGM音量を自動的に下げる「アナウンスミュート回路」を搭載。●外部による本体起動が可能。	1台
リモコンマイク (5回線)	<ul style="list-style-type: none">●放送場所数: 5、一斉●電源: DC24V、55mA(放送設備本体からの電源供給)	1台
5回線 リレーボックス	<ul style="list-style-type: none">●電源: AC100V 50Hz/60Hz●スピーカー回線出力: 1回線当たり250W、5回線合計500W●スピーカー回線制御: 3線式、5回線一斉付、リモートマイク優先方式	1台
4音チャイム ユニット	<ul style="list-style-type: none">●上記、卓上アンプに内蔵できるもの	1台

・各製品は、製造後半年以内の新品を以て交換すること。

- ・既設品は現JVCケンウッド製である。また接続される非常放送アンブもJVCケンウッド製である。
- ・見積を行う前に、12 履行場所担当に連絡のうえ、各製品の場所及び配線の確認を行うこと。

6 提出書類

受注者は本業務委託契約後、発注者の指定する契約関係提出書類を作成し、速やかに発注者に提出すること。

7 作業計画

受注者は、契約締結後、本業務の実施に先立ち、すみやかに発注者と打ち合わせの上、業務にあたること。

8 報告

受注者は、業務終了後、取替実施前・実施中・実施後の3つの写真を添えた業務完了報告書を作成し、作業終了後すみやかに発注者に提出すること。

9 その他

上記取替業務に際して、必要な材料・工具類は受注者にて用意すること。
また、必要な消耗品（接着剤・パテ等）についても、本仕様書記載の有無にかかわらず、提供すること。

10 特記事項

- (1) 履行日時については、契約締結後、12 履行場所担当と調整のうえ決定する。
- (2) 履行にあたって諸物品もしくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りでない。また、発注者から指示があれば、受注者負担で養生を行うこと。
- (3) 履行に伴って発生した梱包材等は、受注者が引き取ること。
- (4) 受注者は本業務の実施のために、施設内の駐車スペースを利用できる。なお、施設内での安全確保は厳守すること。

11 事業担当

大阪市立中央図書館 総務担当（担当：小池・松本）
電話番号 06 - 6539 - 3316

12 履行場所担当

大阪市立島之内図書館 館長：竹内
電話番号 06-6771-2840

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 機器交換作業、及び、交換後の機器調整
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。